

令和2年5月18日

かすみがうら市 議会議長 加 固 豊 治 様



国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の  
提出を求める請願



請願者の住所 茨城県水戸市見川5-127-281  
団体名及び氏名 日本国民救援会茨城県本部  
会 長 田 村 武 夫 印  
連絡先（電話） 029-253-1214

紹介議員

佐藤 文雄

【請願の趣旨】

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、①再審における検察手持ち証拠の全面開示、②再審開始決定に対する検察の不服申立て(上訴)の禁止、を内容とする「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」を貴議会において採択され、国へ提出していただきたく請願いたします。

【請願の理由】

一たび確定した判決といえども、もしえん罪の恐れがあるならば、高い人道的観点から、また基本的人権の尊重という趣旨から、できる限り救済の道を開くことが必要であります。

日本の再審制度のあり方は、「再審をやってください」という再審請求手続きと、実際に再審請求が認められておこなわれる再審公判手続きという二段階の制度になっています。

多くの再審事件で一段階目の再審請求手続きにおいて、検察は請求を頑として認めず、裁判所の再審開始決定に対しても不服申立てをして争うというひどい対応をしています。再審制度は、実体的真実のために、法的安定性(一度確定したもの)を犠牲にする非常救済手続きですが、法的安定性を強調するあまり、再審の条件をいたずらに厳格かつ形式的に解し、再審の道を閉ざすことがあってはなりません。再審制度の本質を無視して、機械的に再審を拒むとするならば、再審制度の存在意義は失われます。

現在、再審制度は刑事訴訟法に規定がありますが、条文数は19条のみで、極めて大ざっぱな規定です。個々の裁判で、裁判所の解釈、運用にすべて委ねられているのが実態です。

再審法の抱える主たる問題点は2つあります。一つは捜査段階で集めた証拠を開示しないことです。公費を使って収集され国民の財産である全ての証拠は、隠すことなく弁護団の開示請求に応じ、真実解明に役立てるべきです。もう一つの問題点は、検察官の抗告権(上訴)です。都合の悪

い証拠を隠しておきながら、裁判所が再審開始決定を出しても従わず、即時抗告、特別抗告を行うことは許されません。

つきましては、貴議会におかれましても、究極の人権保障といわれる再審制度の意義を理解され、えん罪被害者を救い、「無実の人は無罪に!」という当然の法理を実現するために、国に対して刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を促していただきたく心からお願い申し上げます。

参考までに、「意見書」（案）、日本弁護士連合会の「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」、再審法改正をめざす市民の会発行のリーフレットを添付致します。

以上のとおり請願致します。

## 「刑事訴訟法の再審規定(再審法)」の改定を求める意見書(案)

再審は、無辜が救済される最後の砦です。罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける。これは、冤罪です。冤罪は人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあつてはならないと、誰も認めることでありながら後をたちません。

2010年の足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件、東住吉事件、そして昨年3月の松橋事件に至るまで、無期懲役という重罰事件の再審無罪が続きました。最近も、殺人罪で12年の有期刑満期後に再審を申し立てた湖東記念病院人口呼吸器事件で、今年4月に再審無罪が確定したばかりです。また2014年には、元プロボクサーの袴田巖さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事もありました。

しかし、これらの事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、つねに検察による甚大な妨害が立ちはだかっていました。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。

無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くが、実は当初から検察が隠し持っていたものであった事実には、心が凍る恐怖を覚えます。無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたからです。

通常審では、公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし再審における証拠開示には、何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられています。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることです。大崎事件の原ロアヤ子さん(90歳を超えました)は、検察の即時抗告、さらに特別抗告により、再審が未だ実現されていません。袴田事件は検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求審が無用に長期化しています。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんにいたっては、1964年一審無罪判決、2005年再審開始決定を得ながら、検察の即時抗告、異議申立てにより、89歳で無念の獄死をとげられました。

公益の代表という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇をくり返すことに、法的な制限を加える必要があることは明確です。

このように、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が、無辜の救済のための焦眉の課題です。

現行の刑訴法の再審の規定は、日本国憲法 39 条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑訴法のままです。現行の再審規定のルーツである職権主義のドイツもすでに 50 年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。

また、証拠開示については、2016 年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討をおこなうとしており、政府はこれをふまえ、証拠開示の制度化をおこなうことが求められています。

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、いまこそ次の点について「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を行うことを要請します。

一、再審における検察手持ち証拠の全面開示。

二、再審開始決定に対する検察の不服申立て(上訴)の禁止。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

法務大臣 森 まさこ 殿

## えん罪被害者を一刻も早く救済するために 再審法の速やかな改正を求める決議

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。当連合会は、これまで数多くの再審事件支援に取り組んでおり、近年では、足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、松橋事件で、それぞれ再審無罪判決を勝ち取ってきた。また、湖東事件、日野町事件では、再審開始決定という成果を上げ、湖東事件は再審開始が確定している。

このような再審事件の動向が全国的に報道されたこともあり、再審やえん罪被害に対する市民の関心は、これまでになく高まっている。

しかし、我が国においては、再審は、「開かずの扉」と言われるほど、そのハードルが高く、えん罪被害者の救済が遅々として進まない状況にある。そして、それは各事件固有の問題ではなく、現在の再審制度が抱える制度的・構造的な問題である。

再審とは、誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とする制度である。個人の尊重を最高の価値として掲げる日本国憲法（憲法13条）の下では、無実の者が処罰されることは絶対に許されず、えん罪被害者は速やかに救済されなければならない。そのためには、再審請求手続においても、再審請求人の主体性を尊重した適正な手続の保障が必要である（憲法31条）。ところが、現行の再審法（刑事訴訟法第4編再審）の規定は、わずか19条しか存在せず、裁判所の裁量に委ねられている点が非常に多いことから、その判断の公正さや適正さが制度的に担保される仕組みとなっていない。

したがって、えん罪被害者の速やかな救済のためには、憲法の理念に沿って、再審法の在り方を全面的に見直すことが必要である。とりわけ、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止の2点は、早急な法改正を要する喫緊の課題である。

再審開始決定を得た事件の多くでは、再審請求手続又はその準備段階において開示された証拠が再審開始の判断に強い影響を及ぼしており、再審請求手続における証拠開示の制度化が重要であることが改めて明らかになった。

通常審における証拠開示については、当連合会が提言している全面的証拠開示こそ実現していないものの、2004年（平成16年）の刑事訴訟法改正において証拠開示制度が明文化され、2016年（平成28年）の刑事訴訟法改正においてこれが拡充された。しかし、再審請求手続における証拠開示については、いまだに明文の規定が存在しない。そのため、証拠開示の基準や手続が

明確ではなく、全てが裁判所の裁量に委ねられていることから、時に「再審格差」とも呼ばれるように、証拠開示の実現に向けた裁判所の訴訟指揮の在り方にも大きな差が生じている。

したがって、再審請求手続においても、再審請求人に対する手続保障を図り、その活動を実効あらしめるために、通常審において必要とされているのと同様、全面的な証拠開示の制度化を早急に実現しなければならない。

また、長い年月をかけて再審開始決定を得たとしても、それに対する検察官の不服申立てによって、更に審理が長期化し、時には再審開始決定が取り消され、振り出しに戻るといった事態も繰り返されてきた。そのため、えん罪被害者の救済が長期化しており、極めて深刻な状況となっている。例えば、当連合会が支援する事件のうち、名張事件や日野町事件の元被告人は既に亡くなり、大崎事件の元被告人は92歳、袴田事件の元被告人は83歳と、相当に高齢となっている。

そもそも、再審は、えん罪被害者を救済するための「最終手段」であり、無実を訴える者の人権保障のためにのみ存在する制度である。

したがって、えん罪被害者の速やかな救済のためには、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止する必要がある。

当連合会は、これまでも、現行制度の運用改善や再審法改正の必要性を指摘し、1991年（平成3年）3月には「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を公表している。しかし、現行刑事訴訟法が施行されて70年を経た今もなお、再審法は何ら改正されることなく、現在に至っている。

よって、当連合会は、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、国に対し、

- 1 再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止

を含む再審法の改正を速やかに行うよう求める。

当連合会は、えん罪被害者の声に真摯に耳を傾け、引き続き再審支援活動を行うとともに、在るべき再審法の改正に向けて、全力を挙げて取り組む決意である。

以上のとおり決議する。

2019年（令和元年）10月4日  
日本弁護士連合会

# 再審のルールを作ろう

再審のルールを作ろう

## 開始決定と棄却がせめぎ合う、再審

再審は今、歴史的な転換点を迎えています。2000年代以降、大崎、名張、布川、足利、福井、東住吉、東電OL、袴田、松橋、湖東記念病院、日野町の11事件について再審開始決定が相次ぎ、うち、足利、布川、東電OL、東住吉、松橋の5事件で、再審無罪が確定しています。しかし他方、最高裁が地裁、高裁の開始決定を取り消した大崎事件や、東京高裁が検察の即時抗告を認めた袴田事件など、再審をあくまで阻む理不尽な反動も顕在化しています。

## 再審のルール作りこそ急務

私たち「再審法改正をめざす市民の会」(2019年5月20日結成)は、「冤罪者を救済するための再審のルール作り」を目的とし、中心的活動課題として、「再審のための全ての証拠の開示」、「検察官の不服申立ての禁止」、「再審における手続きの整備」を掲げています。

法改正実現のためには、市民、法曹、政治家、専門家などの幅広い連携と世論の喚起が必要です。多くの力を結集し、再審法改正運動を全国的に拡大していきましょう。

## あらわになった、再審制度の不備

その元凶として「再審制度の不備」が、たびたび指摘され、マスメディアにも取り上げられるようになってきました。

裁判官によって審理の方法や証拠の取扱いが著しく異なる「再審格差」、再審開始決定への検察の不服申立てによる「再審妨害」は、もはや個別の問題ではなく制度の問題です。無実の人を誤判から救済するには、「再審法」を改正すべきであるとの共通認識が、広まってきたのです。

「再審法」(刑事訴訟法の一部)は戦後、日本国憲法の施行により不利益再審が禁止された以外は、大正11年の旧刑訴法のままで、審理のルールも存在せず、証拠開示については一言の規定もありません。今こそ「冤罪者を救う再審制度」にすべき改革のときです。

## 私たちがめざすもの

本当に無実の人が救われる再審のためには、次のようなルールが必要です。

### 1 再審のためのすべての証拠の開示

これまで再審無罪となったケースの多くは、検察が隠していた証拠を開示させたことが無罪の決め手になっています。すべての証拠を握っている検察官は、無罪方向の証拠を平気で隠したまま有罪を求め、自分に不都合な証拠は、けっして提出しようとしません。したがって検察に証拠の開示を義務づける明確な法律の規定が、どうしても必要です。

### 2 検察官の不服申立ての禁止

何年、ときには何十年もの困難なたたかいを経て、再審開始決定が出されても、検察官が不服申立て(即時抗告や特別抗告など)をすることができるため、再審開始が理不尽に遅らされたり、取り消されたりしています。これもまた再審制度を有名無実化する元凶です。

### 3 再審における手続きの整備

再審請求審における審理方法のルールがないため、裁判官によっては、進行協議さえ行わず、形式的に意見書を提出させるだけで請求を棄却する手抜き裁判さえ大手を振って横行しています。事実調べや証拠の採否など、公正さを担保できる公開法廷での審理を行うべきです。

## メッセージ

村木厚子さん(元厚生労働事務次官)  
「郵便不正事件」で無罪判決が確定



日本の刑事司法は、大きな問題を抱えています。密室での無理な取り調べや供述調書の偏重、証拠開示の不公正さ、人質司法と言われる身柄の拘束。これらについては、裁判員制度の導入や、私の逮捕がきっかけとなった一連の刑事司法制度改革の中で、通常審については一歩前進したと思います。

一方で再審請求審は、今後の課題と言われたまま放置され、冤罪を訴える人々が明確なルールもないまま、気の遠くなるような年月、公正な判決を待ち望んでいます。

身に覚えのない罪に問われることは、いわれない刑罰を受けるだけでなく、自分の人格と異なる「犯罪者」の烙印を押され、それを一生背負っていくということです。だからこそ疑いが生じた場合には、できる限り早く、裁判のやり直しを行わなければなりません。

刑事司法のあり方を変えるためには、私たち一人一人が関心を持つことが重要だと思います。私も、自分が巻き込まれるまでは、司法に関心を持っていませんでした。今ではそれを深く反省しています。

この会の活動により、再審のルールを作る法改正が一日も早く実現することを心からお祈り申し上げます。

## メッセージ

周防正行さん(映画監督)  
再審法改正をめざす市民の会共同代表



現行の再審についての法律は、「再審できますよ」と言っているだけで、その後どういう手続きを踏むかは全く決められていません。

私は、法制審議会刑事司法制度特別部会で委員をやらせていただき、その時に「再審の証拠開示については、きちんとした法律を作るべきだ」と訴えました。しかし、結局先送りになってしまいました。ただ、証拠開示について何らかの手だてをしなければいけない義務があるとなっています。すぐ救わなければいけない人たちがたくさんいますから、その義務を素早く果たすために、「再審法改正をめざす市民の会」に参加して、引き続き訴えていくつもりです。

マスコミの皆さんには、再審というものがどういうものであるかを、多くの市民に理解していただける記事を書いていただきたいと思っています。政治家の皆さんにも、こういう不正義がまかり通っていることをきちんと理解していただいて、再審の法改正を一日も早く実現していただきたいと思っています。

## 二度と冤罪被害者を生まないで

1990年、栃木県足利市でおきた幼女誘拐殺人事件。菅家利和さん(当時45歳)は、自白を強要された上、被害者の衣服から検出されたDNAの型が一致したとして、有罪(無期懲役)を宣告された。

重大な欠陥のあった当時のDNA鑑定の証拠能力に最高裁もお墨付きを与え、冤罪に手を貸した。

宇都宮地裁はDNA再鑑定を認めずに再審請求を棄却。即時抗告審で、ようやく再鑑定が実現し、無実が明らかになった。



菅家利和さん  
(足利事件冤罪犠牲者)

警察は、朝から深夜まで「お前がやったんだろ」と「自白」を迫りました。一度決めつければ、証拠をねつ造しても、虚構を組織ぐるみで守り続ける。唯一、信じていた裁判所も、訴えに耳を傾けず、証拠の矛盾に目を閉ざし、無理やり有罪にしました。

21年かけて、真っ白な無罪判決を勝ちとりましたが、このまま終われません。違法捜査を追及する国賠訴訟を起こしました。私の事件を教訓に二度と冤罪犠牲者を生んでほしくありません。



青木恵子さん  
(東住吉国賠原告、冤罪犠牲者の会共同代表)



# この証拠が始めから出ていれば

## 無罪証拠が隠され、無実の人が有罪に

### 布川事件(桜井昌司さん・杉山卓男さん)

1967年、茨城県利根町布川で62歳の男性が殺害され、金品が奪われた。桜井昌司さん(当時20歳)と杉山卓男さん(同21歳)が軽微な別件で逮捕され、嘘や脅しの取り調べで自白を強要される。裁判では一貫して無実を訴えるが有罪(無期懲役)が確定。仮釈放後の第二次再審請求で2005年開始決定が出たが、検察は即時抗告、特別抗告を繰り返し、再審無罪までさらに6年を要した。無罪を示す数多くの証拠が隠されていたことや証拠の改ざんなどが明らかになっている。



### 東電OL殺人事件(ゴビンダ・マイナリさん)

1997年、東京都渋谷区で、東京電力女性社員が殺害された。隣のビルに居住していたネパール人、ゴビンダ・マイナリさんが、現場の鍵を持っていたなどと疑われ、逮捕される。一貫して無実を主張し、一審は無罪だったが控訴審で逆転有罪(無期懲役)となる。獄中から再審請求し、粘り強く請求して開示させた証拠から、真犯人のDNA型が明らかとなり、再審無罪となる。被害者の体表に付着していた唾液の血液型がゴビンダさんとは異なるという鑑定が当初から存在していたことが後に判明。



### 日野町事件(阪原弘さん)

1984年暮れ、滋賀県日野町で、酒店を営んでいた女性店主が行方不明となり、翌年1月遺体が発見された。3年後に酒店の常連客だった阪原弘さんが逮捕され、自白を強要される。1995年、有罪判決(無期懲役)その後上告が棄却され服役を余儀なくされる。再審請求中の2011年獄中で病死。遺族が再審請求を引き継ぎ、2018年7月再審開始決定。検察が即時抗告を申し立て、現在大阪高裁で係争中。引きあたり捜査の写真的改ざんなどの証拠捏造が明らかになっている。



## 取り消された再審開始決定

再審開始がいったん認められながら取り消されたケースもある。しかも一審はいずれも無罪。裁判所の判断が揺れ動く経緯からも、有罪に合理的疑いがあることは明白。

### 名張毒ぶどう酒事件

1961年、三重県名張市で起きた5名の毒殺事件。一審無罪、控訴審逆転死刑。第7次再審請求で開始決定を得たが、検察の異議申し立てで取り消された。奥西勝さんは2015年、半世紀を超える無実の叫びが届かぬまま獄中で逝去(享年89歳)。ご家族が遺志を継ぎ、10次再審(異議審)中。



奥西勝さん

### 福井女子中学生殺害事件

1986年、福井市でおきた女子中学生殺害事件。一審では無罪となるが、控訴審で逆転有罪(懲役7年)。服役後、再審請求した前川彰司さんは、2011年に開始決定を得るが、検察の異議により2013年に取り消される。現在、第2次再審請求の準備中。



前川彰司さん

# 道義なき検察の再審妨害

## 検察が不服を申し立て、再審開始に抵抗

### 袴田事件(袴田巖さん)

1966年、静岡県清水市(当時)で、火災が発生。焼け跡から一家4人の他殺体が見つかった。袴田巖さんが、異常な長時間取調べで「自白」を強要され、死刑判決が確定。2014年静岡地裁が再審開始決定。だが東京高裁が検察の抗告を認めて取り消した。最高裁に特別抗告中。



### 大崎事件(原口アヤ子さん)

1979年、鹿児島県大崎町で、農家の男性が遺体で発見された。男性の義姉の原口アヤ子さんは否認を貫いたが、懲役10年の有罪。第1次、第3次及びその即時抗告審で3度再審開始決定。だが2019年6月、最高裁が開始決定を取り消し、40年にわたる無実の叫びを抹殺した。2020年3月第4次再審請求(予定)。



### 松橋事件(宮田浩喜さん)

1985年、熊本県下で起きた殺人事件。被害者の隣人、宮田浩喜さんが犯人とされ、有罪判決(懲役13年)。刑期終了後、再審請求し2016年、再審開始決定を得るが、検察が即時抗告。これが棄却されると、さらに特別抗告。2019年3月再審無罪判決まで、逮捕から34年を要した。



### 湖東記念病院人工呼吸器事件(西山美香さん)

2003年、滋賀県の湖東記念病院で男性入院患者が死亡。看護助手の西山美香さんが「人工呼吸器を引き抜いた」として殺人罪で懲役12年の有罪。獄中から再審請求。刑期満了後に大阪高裁が地裁判断を覆して再審開始を決定。2019年3月、最高裁で再審開始が確定。2020年3月31日再審無罪判決(予定)。



## 運営委員

◎は共同代表 ○は事務局長 ※50音順

- ◎青木恵子 冤罪犠牲者の会共同代表、東住吉国賠原告
- ◎伊賀カズミ 日本国民救援会副会長、関西冤罪事件連絡会代表
- 泉澤章 弁護士、日弁連入罪事件原因究明第三者機関の設置に関する特別部会事務局長
- 市川寛 弁護士(元検察官)
- 井戸謙一 弁護士(元裁判官)
- 指宿信 成城大学教授
- 今井恭平 ジャーナリスト、なくせ冤罪!市民評議会理事
- ◎宇都宮健児 弁護士(元日弁連会長)
- 海渡雄一 弁護士(元日弁連事務総長)
- ◎木谷明 弁護士(元裁判官)
- ◎客野美喜子 なくせ冤罪!市民評議会代表
- 川崎英明 関西学院大学名誉教授
- 鴨志田祐美 弁護士(日弁連再審における証拠開示に関する特別部会会長)
- 小池振一郎 弁護士(日弁連死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部副本部長)
- 小竹広子 弁護士
- ◎桜井昌司 冤罪犠牲者の会、布川国賠原告
- 笹倉香奈 甲南大学教授、えん罪救済センター(Innocence Project Japan)副代表
- 里見繁 関西大学教授
- 篠田博之 月刊「創」編集長、日本ペンクラブ言論表現委員会副委員長
- 白取祐司 神奈川大学教授
- ◎周防正行 映画監督
- 瑞慶覧淳 再審・えん罪事件全国連絡会事務局長
- 豊崎七絵 九州大学教授
- 成澤壽信 現代人文社代表取締役
- 新倉修 青山学院大学名誉教授
- 新田涉世 日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会委員長
- 西嶋勝彦 弁護士(袴田事件弁護団長)
- 水谷規男 大阪大学教授
- 水野智幸 法政大学大学院教授(元裁判官)
- ◎村井敏邦 弁護士、一橋大学名誉教授(元刑法学会理事長)

## 今、再審法を変える好機

弁護士(元裁判官) 木谷 明さん

身に覚えのない罪で服役させられ、場合によっては命まで奪われる冤罪ほど、恐ろしいものはない。再審制度は、そういう不幸な冤罪者を救済するためのものだ。しかし、集めた証拠を検察官が独り占めにして請求人に見せなくてよい現行法の下では、その中に請求人に有利な証拠が含まれて



いても、冤罪者は救済されない。そんな不合理がなぜ許されるのか。また、長い時間をかけた審理の後ようやく再審開始決定が出されても、検察官が不服を申し立てさえすれば、それだけで、救済はさらに遅れる。検察官の不服申立は、冤罪の早期救済の観点から禁止されて当然だ。さらに、現在の法律には、再審事件を審理する裁判所がどのような手続で審理すべきかの規定が事実上ないに等しい。各地の裁判所の審理がバラバラなのはそのためだ。

不幸な冤罪者を早期に救済する上で、少なくともこれら3点に関する法改正及び法整備は、喫緊の急務である。

## 入会のご案内

入会を希望される方はホームページをご覧ください。下記口座に入会金(1口1,000円)をお振込みください。

郵便振替口座 00170-0-392704  
ゆうちょ銀行 記号 10170 番号 93367581  
サイシンホウカイセイラムメガスシミンノカイ

www.rain-saishin.org



# 再審のルールを作ろう

再審のために、すべての証拠を開示せよ!  
検察官の不服申立てを禁止せよ!  
再審の手続きを整備しよう!



## 再審法改正をめざす市民の会

〒160-0023 新宿区西新宿7-5-13 第3工新ビル201  
桜井司法研究所気付  
TEL 03-6278-9796 FAX 03-6278-9798  
www.rain-saishin.org Eメール: info@rain-saishin.org

